



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則の一部を改正する規則
(県民投票推進課) 1

告 示

- 保安林の解除予定の通知・2件(森林管理課) 1
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(都市計画・モノレール課) 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可(都市計画・モノレール課) 2
- 都市計画事業の変更の認可(下水道課) 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件(中小企業支援課) 3
- 建設業者の許可の取消し(技術・建設業課) 4
- 建設業者の所在等を確知することができない旨の公告(技術・建設業課) 5
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧(都市計画・モノレール課) 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課) 6

規 則

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第2号

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則の一部を改正する規則

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則(平成30年沖縄県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第72条中「及び反対」を「、反対の投票の数及びどちらでもない」に改める。

第73条の見出し中「賛否の」を削り、同条中「及び反対」を「、反対の投票の数及びどちらでもない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成31年 2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字瀬嵩島原27番24(国有林)

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第75号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、うるま市石川西土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏名	住所
理事	伊波忠輝	うるま市石川一丁目52番34号
理事	糸数昌弘	うるま市石川二丁目23番3号
理事	伊波正一	うるま市石川2062番地1リヴェールⅠ．SⅡ102号
理事	伊波英一	うるま市石川二丁目16番21号
理事	伊波肇	うるま市石川白浜二丁目4番20号
理事	佐次田秀美	うるま市石川曙三丁目7番5号
理事	山城章	うるま市石川821番地4
理事	石川盛進	うるま市石川一丁目21番38号
監事	伊波久彌	うるま市石川一丁目4番20号
監事	伊波善政	うるま市石川一丁目45番15号スイートテラスさくら201

沖縄県告示第76号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目1番
- 3 施行地区 うるま市石川親田原、水溜原、渡口原、石川原、佐阿手原、渡戸目原、下原、富祖原及び長溝原並びに石川一丁目の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成31年3月31日まで

- 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
- 6 変更認可の年月日 平成31年2月12日

沖縄県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年沖縄県告示第117号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
 - (2) 名称 石垣市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年2月14日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成31年2月22日から同年3月22日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
 - 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
 - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
 - 5 縦覧期間 平成31年2月22日から同年3月22日まで
 - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課
-

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年1月9日
(2) 商号名 城間工業
(3) 代表者名 城間正邦
(4) 所在地 沖縄市知花四丁目5番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12612号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 有限会社星電気工事社
(3) 代表者名 比嘉江美子
(4) 所在地 名護市字為又1219番地275
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第10182号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 沖縄住宅地盤株式会社
(3) 代表者名 金城昇
(4) 所在地 浦添市西原四丁目29番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第12340号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 タマホーム沖縄株式会社
(3) 代表者名 小野和則
(4) 所在地 那覇市おもろまち3丁目5番25号ハピネス新都心Ⅲ102号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11833号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 沖縄オートメーション株式会社
(3) 代表者名 宮里吉廣
(4) 所在地 名護市東江五丁目13番17号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第3511号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月5日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 丸正圧送
(3) 代表者名 比嘉正和

- (4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目42番36号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第12033号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年1月11日
(2) 商号名 有限会社ワカナ建設
(3) 代表者名 玉城勉
(4) 所在地 南城市玉城字堀川905番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-25）第8235号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年1月17日
(2) 商号名 律工務店
(3) 代表者名 比屋根美枝子
(4) 所在地 西原町字小那覇66番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10650号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 リュウゴジャパン株式会社
(3) 代表者名 比嘉正憲
(4) 所在地 豊見城市字豊見城348番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11700号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 株式会社未来開発
(3) 代表者名 高良新常
(4) 所在地 石垣市字新川2424番地16
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12836号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 商号名 株式会社フクデンインターナショナル
(2) 代表者名 島袋福二
(3) 所在地 沖縄市美原一丁目11番8号豊和マンション203
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11722号
(5) 許可年月日 平成27年3月29日

- 2(1) 商号名 株式会社アクティブ沖縄
- (2) 代表者名 新垣元
- (3) 所在地 うるま市赤道二丁目16佐久田設計ビル4F
- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13277号
- (5) 許可年月日 平成29年8月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北中城村から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 北中城村公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月31日 沖縄県指令土第687号、平成30年1月22日 沖縄県指令土第47号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋176番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字呉屋109番地 呉屋定則
- 5 検査済証番号 平成31年2月12日 第4533号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月1日 沖縄県指令土第917号、平成24年11月19日 沖縄県指令土第1185号（変更）、平成26年1月30日 沖縄県指令土第57号（変更）、平成27年12月2日 沖縄県指令土第911号（変更）、平成28年4月18日 沖縄県指令土第336号（変更）、平成29年4月17日 沖縄県指令土第325号（変更）、平成29年8月24日 沖縄県指令土第600号（変更）、平成30年2月6日 沖縄県指令土第85号（変更）、平成30年11月28日 沖縄県指令土第866号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市宇字茂佐773番1の一部及び773番12ほか8筆（5工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 渡具知武豊
- 5 検査済証番号 平成31年2月12日 第4534号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月26日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--